ひまわり

梶税務経営ニュース

編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶　義明
〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL　0766(25)7722㈹
FAX　0766(25)7723
http://kaji.zei-mu.jp

7月 (文月) JULY

23日・海の日　24日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

ワンポイント 少額減価償却資産の特例の延長

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を導入した場合に合計300万円を限度に全額損金算入できる特例について、令和2年度税制改正では、設備投資を促進するため適用期限が2年延長されました。一方、連結納税適用事業者と従業員500人超の法人は適用対象から除かれています。

7月の税務と労務

国税	6月分源泉所得税の納付	7月10日
国税	納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付	7月10日
国税	所得税予定納税額の減額承認申請	7月15日
国税	所得税予定納税額第1期分の納付	7月31日
国税	5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告	7月31日
国税	8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）	7月31日
地方税	固定資産税（都市計画税）第2期分の納付	市町村の条例で定める日
労務	社会保険の報酬月額算定基礎届	7月10日
労務	労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付	7月10日
労務	障害者・高齢者雇用状況報告	7月15日
労務	労働者死傷病報告（4月～6月分）	7月31日

配偶者居住権を理解するQ&A

民法改正により、配偶者居住権が令和二年四月一日以降の相続から適用されています。

相続制度に大きな影響を与える制度ですので、以下ポイントをQ&A方式で整理してみます。

Q1 配偶者居住権はなぜ創設されたのですか？

A 一つは、夫婦の一方が死亡したときに、残された配偶者が住み慣れた住居で生活を続けられるようにするためです。

二つ目の理由としては、老後の生活資金を確保するためです。遺産の分け方は、被相続人の配偶者と子が相続人の場合、自由に決められますが、合意できなかった場合には、法定相続分で遺産を分けることになります。

したがって自宅の評価額が高い場合、配偶者が自宅を相続すると、金融資産の相続が乏しくなり、今後の生活に支障がでる恐れがあるため、居住権を低く評価する仕組みが作られました。

Q2 配偶者居住権はどのような制度ですか？

A 今回創設された配偶者居住権には、次の二つがあります。

(1) 配偶者短期居住権

従来は、相続が発生した場合に遺言等が残されていなければ、遺産分割が完了するまでは、不動産等のすべての相続財産は相続人全員の共有でした。

今回の改正により、まずは「配偶者短期居住権」が適用されます。これは、被相続人の所有していた建物に無償で居住していた配偶者が、遺産分割完了までの間（最低六カ月間）引き続いてその建物を無償使用できる権利です。

(2) 配偶者の終身等の居住権

配偶者以外の相続人が相続により配偶者の居住していた建物を取得した場合に、配偶者に終身又は一定期間、その建物の使用を認める「配偶者居住権」も創設され、登記も可能です。

建物についての権利を、配偶者居住権と負担付所有権に分けることにより、それぞれの権利の価値が低くなります。

そして、配偶者が配偶者居住権のみを取得することで、相続財産に占める居住用財産の割合が抑えられ、預貯金等の財産を受け取りやすくなり、老後の生活の安定に役立ちます（**図表参照**）。

Q3 配偶者居住権は登記した方が良いですか？

A たとえ、遺産分割協議書で配偶者居住権を相続することが決まっていても、新しい所有者が第三者に売却してしまうと対抗できませんので、配偶者居住権の登記は必ず、早めにすべきです。

なお、配偶者居住権の登記に係る登録免許税は、建物の固定資産税評価額の一〇〇〇分の二です。

図表　配偶者居住権のイメージ

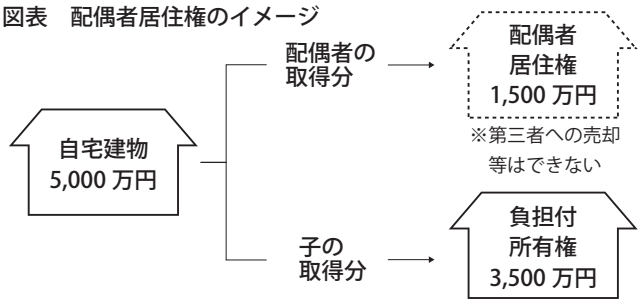

(注)　相続時における実際の評価については、建物の耐用年数・築年数・配偶者の年齢等により算定します。この図の金額はあくまでもイメージです。

Q4 **配偶者居住権はどのように取得するのですか？**

A 被相続人の遺言書にその内容が書かれるか、遺産分割協議で決める必要があります。配偶者が亡くなったからといって、生存している配偶者に自動的に配偶者居住権が与えられるわけではありません。

Q5 **配偶者居住権はどのように計算（相続税評価）しますか？**

A 下の算式で計算されます。

〈算式〉

居住建物の時価－居住建物の時価×

$$\frac{\text{耐用年数}-\text{経過年数}-\text{存続年数}}{\text{耐用年数}-\text{経過年数}}$$

×存続年数に応じた法定利率による複利現価率

Q6 **配偶者居住権が存続している間、固定資産税の取扱いについてはどのようになりますか？**

A 建物の固定資産税については、建物の所有者が納税義務者とされているため、配偶者居住権が設定されている場合であっても、所有者がこれを納税しなければなりません。

もっとも、配偶者は、建物の通常の必要費を負担することとされているので、建物の所有者は、固定資産税を納付した場合には、その分を配偶者に対して請求することができます。

Q7 **令和二年度税制改正では、配偶者居住権に関して、何か手当てされていますか？**

A 配偶者居住権は、建物の所有者との合意や放棄により消滅等する場合があり、配偶者がその対価を受け取る場合、譲渡所得として課税されます。その際に控除する取得費は、配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等についてその被相続人に係る居住建物等の取得費に一定の割合を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権設定の日から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とされました。

Q8 **今年三月に配偶者居住権の評価に係る通達の改正が公表されたようですが、どのような内容ですか？**

A おおよそ、次のような事が明記されています。

① Q5の算式における「経過年数」は配偶者居住権の設定時までの年数をいいますが、増改築がされている場合であっても、増改築部分を区別することなく、新築時からの経過年数によることとされています。

② Q5の算式における「法定利率」について、配偶者居住権が設定された時における民法第四〇四条の規定に基づく利率をいい、算式中の「存続年数」の元となる「配偶者の平均余命」を決める際に必要な「完全生命表」（厚生労働省が五年ごとに作成）は、配偶者居住権が設定された時の属する年の一月一日現在において公表されている最新のものによることとされています。

◇ 国税庁は、「配偶者居住権等の評価明細書」の様式や記載例を公表しており、ここには参考として平均余命や複利現価表（法定利率三％）などが記載されています。

源泉所得税

電車・バス通勤者の通勤手当

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤定期券などは、一定の限度額までは所得税が課税されません。

電車やバスなどの交通機関だけを利用している者と交通機関のほかにマイカーや自転車なども使っている者の通勤手当などの非課税限度額は、次のようになっています。

⑴　電車やバスのみを利用し通勤する場合

この場合の非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。

新幹線鉄道を利用した場合の運賃等の額も「経済的かつ合理的な方法による金額」に含まれますが、グリーン料金は除かれます。

最も経済的かつ合理的な経路及び方法による通勤手当や通勤定期券などの金額が、1か月当たり15万円を超える場合には、15万円が非課税限度額となります。

⑵　電車やバスだけでなくマイカーや自転車なども使って通勤する場合

この場合の非課税となる限度額は、次の①と②を合計した金額ですが、1か月当たり15万円が限度です。

①　電車やバスなどの交通機関を利用する場合の1か月間の通勤定期券などの金額

②　マイカーや自転車などを使って通勤する片道の距離で決まっている1か月当たりの非課税となる限度額（通勤経路に沿った長さに応じて定められています）

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。この超える部分の金額は、通勤手当や通勤定期券などを支給した月の給与の額に上乗せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行います。

社葬費用の取扱い

法人が、その役員又は使用人の死亡に伴い社葬を行い、その費用を負担した場合において、その社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、その負担した金額のうち社葬のために通常要すると認められる部分の金額は、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

ここでいう「社葬を行うことが社会通念上相当」とは、死亡した役員又は使用人の死亡の事情・生前におけるその法人に対する貢献度合い等を総合勘案して判断されます。

また、会葬者が持参した香典等については、社葬を行ってその費用を負担している以上、法人の収入に計上すべきという考え方もありますが、法人税基本通達では、法人の収入としないで遺族の収入にできることが明らかにされています。

自筆証書遺言による遺言書の保管制度の創設

従前の自筆証書遺言は、全文を自書しなければなりませんでしたが、民法（相続法）改正により、現在では財産目録などは自書でなくパソコンで作成できるように緩和されています。

しかし、改正後も自筆証書遺言による遺言書は自宅で保管されることが多いことから、紛失・亡失する恐れがあるとともに、相続人による遺言書の廃棄・隠匿・改ざん等のリスクがあることに変わりはありません。

そのようなリスクを回避するため、法務局で自筆証書遺言による遺言書を保管する制度が創設され、令和2年7月10日からその保管制度が開始されます。

保管制度が開始されると、遺言書の存在の把握が容易になり、遺言書の紛失や隠匿などの防止効果があるとともに、遺言者の最終意思の実現・相続手続の円滑化などが期待されています。